		るものに限る。）及びその世帯に属する者（ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）
		ロ　指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
第五条第五項第一号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員

附則第十六条から第十九条までを削る。

附則第二十条第一項中「附則第二十条第二項」を「附則第十六条第二項」に改め、同条を附則第十六条とし、附則第二十一条を削る。

付録第一中「{A×（r－1）÷｛C－（A＋B）｝」を「{A×（r－1）×2／3｝÷[｛C－（A＋B）｝×2／3＋｛D－（A＋B）｝×1／3]」に改め、付録第一の備考第一号中「及びr」を「、D及びr」に、「C　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額」を「C　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額　D　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額」に改め、同備考第二号中「がCの値と」を「、Cの値並びにDの値が」に改める。

付録第二中「{D×（s×r－1）}÷｛C－（A＋B）｝」を「{E×（s×r－1）＋A×（r－1）×1／3}÷[｛C－（A＋B）｝×2／3＋｛D－（A＋B）｝×1／3]」に改め、付録第二の備考第一号中「、r」を「、E、r」に、「D　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額」を「D　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整後調整対象基準額　E　高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額」に改め、同備考第二号中「がCの値と」を「、Cの値並びにDの値が」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「百分の五・九八」を「百分の六・〇〇」に改める。

第一条の七中「百分の八・二五」を「百分の十一・一〇」に改める。

附則第五条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二中「令和五年度」を「令和七年度」に改める。

附則第十二条の表第百四十二条の項中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項」に、「業務及び」を「業務、」に改め、「後期高齢者支援金等を徴収する業務」の下に「及び同項第三号に規定する保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収する業務」を加え、同表第百四十三条の項中「第百三十九条第一項各号に掲げる」を「第百三十九条第一項第一号に掲げる業務、同項第二号及び第三号に掲げる業務並びに同条第二項に規定する」に改め、「後期高齢者交付金を交付する業務」の下に「及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務」を加え、同表第百四十八条の項中「及び後期高齢者交付金」を「、後期高齢者交付金及び出産育児交付金」に改め、同表第百六十八条第一項第二号の項中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項」に改める。

附則第十四条の表第百四十二条の項中「第百四十二条」を「第百四十二条第一項」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「前条の規定により読み替えられた」を削り、「法」を「並びに法」に、「同法」を「、法」を「並びに法」に、「日雇拠出金」を「及び日雇拠出金」に、「病床転換支援金等、日雇拠出金」を「、病床転換支援金等及び日雇拠出金」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項の表第十九条第一項第一号の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第二号の項中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金」に、「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに」を「、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに」に、「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第十九条第二項第一号の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同表第十九条第二項第二号の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に、「後期高齢者支援金並びに」を「後期高齢者支援金、」に、「病床転換支援金並びに」を「病床転換支援金、」に改め、同表第十九条第三項の項を次のように改める。

第十九条第三項	後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）	病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
	及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金	及び病床転換支援金等」とあるのは「、病床転換支援金等及び日雇拠出金

附則第一条の三第一項の表第二十条第三項の項及び第二十九条の八の項中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「附則第九条第二項」を「附則第六条」に改める。

附則第四条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「（退職被保険者等所属市町村を除く。）」を削り、同条の表中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

2　令和六年度において第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第五項（同令附則第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合

千分の百六十四	千分の百
千分の百六十一	千分の百